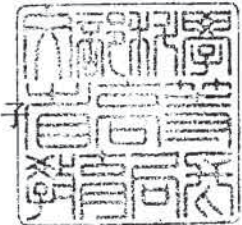


24文科高第937号
平成25年3月11日

各 国 公 私 立 大 学 長 殿
独立行政法人大学評価・学位授与機構長

文部科学省高等教育局長
板 東 久 美 子



(印影印刷)

学位規則の一部を改正する省令の施行等について (通知)

このたび、別添1のとおり、学位規則の一部を改正する省令（平成25年文部科学省令第5号）が平成25年3月11日に公布され、平成25年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、教育研究成果の電子化及びオープンアクセス化の推進の観点から、博士の学位を授与された者は当該博士の学位の授与に係る論文をインターネットの利用により公表するものとするとともに、博士の学位を授与した大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果をインターネットの利用により公表するものとするため、関係規定の整備を行うものです。あわせて、博士の学位授与に関する報告等についてもインターネットの利用によることとします。

これらの改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第1 学位規則（昭和28年文部省令第9号）の一部改正

1 改正の概要

(1) 論文要旨の公表

大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「大学等」という。）は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文（以下「博士論文」という。）の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（第8条関係）

(2) 博士論文の公表

- ① 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでないこと。(第9条第1項関係)
- ② 博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学等の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができるものとする。この場合において、当該大学等は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。(第9条第2項関係)
- ③ 博士の学位を授与された者が行うこれらの公表は、当該博士の学位を授与した大学等の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。(第9条第3項関係)

2 留意事項

(1) 公表に係る考え方について

博士論文等の公表に係る制度は、大学における教育研究の成果である博士論文等の質を相互に保証し合う仕組みとして整備されているものであり、公表の方法を、従来、印刷公表、すなわち単行の書籍又は学術雑誌等の公刊物に登載するものとしていたところ、情報化が進展する中において当該目的をより効果的に達成するため、また、学位を授与された者の印刷に係る負担軽減の観点から、その方法をインターネットの利用により行うものとする。

なお、ここにいう公表とは、将来にわたり広く公表された状態を保持することをいい、その方法については第一の2の(2)の通りとすること。

(2) 公表の方法について

改正後の学位規則第8条及び第9項に規定するインターネットの利用による公表の具体的な方法については、当該博士の学位を授与した大学等の機関リポジトリ* (共同リポジトリ及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所が提供する共用リポジトリサービスにより構築されたりポジトリを含む。以下同じ。) による公表を原則とされたいこと。

機関リポジトリを有していない大学等においては、教育研究成果のオープンアクセス化を含め知的情報の蓄積・発信のための重要な手段として機関リポジトリを位置付け、整備を図るよう努めることとされたいこと。また、機関リポジトリが整備されるまでの間は、当該大学等のホームページにより公表すること、又は国立国会図書館に送付する博士論文を同館がインターネットの利用により提供することをもって、機関リポジトリによる公表に代えるものとする。

なお、機関リポジトリの構築については、別添2を参照すること。

*大学及び研究機関等における教育研究活動によって生産された電子的な知的生産物を保存し、原則的に無償で発信するためのインターネット上の保存書庫

(3) 代替措置の取扱いについて

改正後の学位規則第9条第2項に規定する、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることができる「やむを得ない事由がある場合」とは、客観

的に見てやむを得ない特別な理由があると学位を授与した大学等が承認した場合をいい、例えば、次に掲げる場合が想定されること。この場合において、当該大学等は、当該博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- ① 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ② 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ③ 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

なお、「やむを得ない事由」が無くなった場合には、博士の学位を授与された者は当該博士論文の全文を、大学等の協力を得てインターネットの利用により公表すること。

(4) 学位規程等の整備について

各大学等は、この学位規則の改正に伴い、学位規程等学内諸規程の整備を行った場合においては、速やかに文部科学大臣に報告又は届出をすること。

(5) 改正内容の周知について

各大学等は、博士課程の学生及び博士課程に進学を希望する学生に対し、改正後の学位規則の内容について周知を図ること。

3 施行について

(1) 平成25年4月1日から施行するものとする。

(2) 改正後の学位規則第8条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例によるものとする。

(3) 改正後の学位規則第9条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例によるものとする。

4 その他

平成25年4月1日をもって、「博士の学位授与に関する報告等について」（昭和50年3月18日付け文大大第150号文部省大学局長通知）は、廃止するものとする。

第2 博士の学位授与に関する報告等について

1 博士の学位授与に関する報告等について

平成25年4月1日以降に授与した博士の学位に係る学位授与報告書の学位規則第12条の規定による提出、及び同日以降に定める又は改正する学位規程の学

位規則13条の規定による報告については、電子メールの利用により提出又は報告するものとする。

なお、電子メールの利用については、別添2を参照すること。

2 博士論文の国立国会図書館への送付等について

各大学等は、国立国会図書館からの依頼（別添3）に沿って、国立国会図書館への博士論文の送付等を行うものとする。

なお、不明な点に係る照会については、別添2を参照すること。

(本件担当)

高等教育局大学振興課大学院係

電話：03-5253-4111(3312)

(別添3)

(平成 25 年国図収 1302281 号 別紙)

平成 25 年 3 月 11 日
国立国会図書館

学位規則改正に伴う博士論文等の送付に係る運用の変更について (概要)

大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構 (以下「学位授与大学等」という。) が授与した博士の学位に係る論文については、昭和 50 年 3 月 18 日付け文大大第 150 号に基づいて国立国会図書館への送付がなされていますが、学位規則の一部を改正する省令 (平成 25 年文部科学省令第 5 号) が平成 25 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、博士論文等の送付に係る運用を下記のとおり変更することとしますので、よろしくお願ひします。

については、関係する学内諸規定の整備についても、御配慮をお願いします。

なお、詳細については、当館のホームページを参照してください。

記

1 国立国会図書館の役割

従来と同様、学術研究成果の公開利用に資するため、博士論文を網羅的に収集・保存し、幅広い利用に供するとともに、将来にわたっての利用を保証します。

2 対象となる博士論文

平成 25 年 4 月 1 日以降に授与される博士の学位に係る論文

3 送付方法

学位授与大学等が、公表手段等に応じて、次のいずれかの方法で当館に送付してください。

(1) 国立情報学研究所がメタデータを自動収集する機関リポジトリで公表する場合

当館が自動収集するため、送付は不要です。ただし、以下の 6 に対応してください。

(2) (1)以外の機関リポジトリやホームページ等で公表する場合

当館が用意する送信用システムを利用して送信してください。

(3) インターネットを利用して論文の全文を公表しない場合

電子形態の場合は、当館が用意する送信用システムを利用して送信してください。

印刷物等の形態の場合は、次の要領で送付してください。

(ア) 各被授与者別に封筒に入れ、封筒の表に報告番号、学位の種類、氏名、大学名を記入する。

(イ) 送付する小包には「学位論文在中」と朱書する。

4 博士論文の電子データの形式

長期的な保存と利用に適した形式の電子データとしてください。

5 学位授与報告書の写しの送付

学位規則第 12 条の規定により文部科学大臣に提出する学位授与報告書の写しを、当館に電子メールで送付してください。送付していただく電子データの形式等については、当館のホ

ホームページで示します。

なお、国立情報学研究所が博士論文を網羅的に検索できる環境を構築するため、当館は当該電子データを国立情報学研究所に提供します。

6 機関リポジトリにおける対応

学位規則改正に伴い、国立情報学研究所が機関リポジトリのメタデータフォーマット(junii2)及びガイドラインを改定します。必要となる対応の詳細については、国立情報学研究所のホームページを参照してください。

7 送付された博士論文の国立国会図書館における利用

送付された博士論文は、国立国会図書館法及び著作権法が定める範囲において、館内での閲覧、複写等の利用に供します。

このほか、改正後の学位規則第9条第2項の規定により博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表する場合を除き、当館はインターネットの利用による提供ができるものとします。

なお、当館における利用に制限が必要な場合及びその制限に変更が生じた場合は、申し出てください。

8 その他

平成25年3月31日以前に授与された博士の学位に係る論文については、昭和50年3月18日付け文大大第150号に従って送付してください。